

令和4年度包括外部監査結果報告への対応【抜粋】

テーマ：水道事業における財産の維持管理等に関する財務事務の執行及び経営管理について

令和5年6月16日
企 業 局

【様式1】

令和4年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

		監査のテーマ	担当部・課
		水道事業における財産の維持管理等に関する財務事務の執行及び経営管理について	企業局 施設課
1 指摘事項の概要 〔外部監査人作成の監査結果〕 〔報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘事項についての整理検討内容 〔○指摘事項に係る事実関係等〕 〔○問題点の整理等〕	4 指摘事項に基づく措置等
<p>(1) 投資計画について (i) 全般的事項 (ア) 投資コストの上振れリスクについて</p> <p>工事費の中で労務費や材料費の高騰などにより、投資コストの上振れリスクがある。長期収支見通しにおける財源試算において許容できる範囲で投資コストを増額することの可否を検討する必要がある。</p> <p>将来の投資コスト精緻化のため、各水道管のルートごとの工法を特定することや不断水工事の必要なエリアを特定することなど投資計画に反映させる必要がある。</p>	短期	<p>○指摘事項に係る事実関係等 管路耐震化事業については、令和3年度までの整備実績が目標を下回る進捗となっているが、この主な要因として施工単価（投資コスト）の上振れが挙げられる。 現計画の概算事業費は、全国簡易水道協議会が発行した「水道事業実務必携」を基に、平成21年に設定した独自の施工単価を用いて算定しており、布設替えに伴う一定の割り増しは考慮しているものの、実態の物価変動（労務単価や資材単価の上昇）が上回っているため、計画通りの進捗が図られていない状況となっている。</p> <p>○問題点の整理等 投資コストの上振れが大きい場合には、長期収支見通し上の当期純利益やキャッシュ・フローに大きなマイナスの影響を与えることになるため、適切な範囲で上振れ要因を反映しておく必要がある。</p>	<p>今後の投資計画の作成にあたっては、国が示す費用関数（厚生労働省「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き」）を基本としながら、信頼できる指標（国土交通省「建設工事費デフレーター」）に基づく物価上昇の補正を反映することで、投資額の精度を向上することとした。</p>

【様式1】

令和4年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

		監査のテーマ	担当部・課
		水道事業における財産の維持管理等に関する財務事務の執行及び経営管理について	企業局 業務課
1 指摘事項の概要 〔外部監査人作成の監査結果〕 〔報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘事項についての整理検討内容 〔○指摘事項に係る事実関係等〕 〔○問題点の整理等〕	4 指摘事項に基づく措置等
<p>(2) 長期収支見通しの検討</p> <p>(i) 各エリア（広域）の共通事項</p> <p>① 長期収支見通し上の水道料金収入について</p> <p>将来の給水人口減少の予測が長期収支見通しに反映されていない。長期収支見通しの精緻化、合理性の向上のため、将来の給水人口減少の予測を長期収支見通しに反映させる必要がある。</p>	短期	<p>○指摘事項に係る事実関係等</p> <p>将来の給水人口は、人口減少社会の進展により減少が見込まれているが、長期収支見通しにおける水道料金収入は、過去の一定期間の実績を踏まえ、将来について毎年同額と見込んでおり、給水人口の減少に伴う減収を見込んでいなかった。</p> <p>○問題点の整理等</p> <p>給水人口の減少に伴い、将来的に水道料金収入が減少していく蓋然性が高く、当初の見通しよりも損益が悪化する懸念がある。</p>	<p>今後の長期収支見通しの作成にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等の人口予測に基づいて、市町村別に有収水量を積算のうえ、給水収益等を試算し、長期収支見通しの精緻化や合理性の向上を図ることとした。</p>

【様式1】

令和4年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

		監査のテーマ	担当部・課
		水道事業における財産の維持管理等に関する財務事務の執行及び経営管理について	企業局 施設課
1 指摘事項の概要 〔外部監査人作成の監査結果〕 〔報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘事項についての整理検討内容 〔○指摘事項に係る事実関係等〕 〔○問題点の整理等〕	4 指摘事項に基づく措置等
<p>(2) 長期収支見通しの検討 (i) 各エリア（広域）の共通事項 ② 物価変動の影響について</p> <p>長期収支見通しにおける費用及び設備投資において物価変動を見込んでいない。</p> <p>長期収支見通しの精緻化、合理性の向上のためには物価変動の影響を反映させる必要がある。</p>	短期	<p>○指摘事項に係る事実関係等 翌年度の維持管理費の予算編成においては、物価変動の影響を大きく受ける動力費（電気代）、薬品費及び粒状活性炭再生費について、直近の物価変動を鑑み、翌年度のそれぞれの単価を詳細に検討し予算に反映しているものの、長期収支見通しにおける費用及び設備投資において物価変動を見込んでいない。</p> <p>○問題点の整理等 水道事業に不可欠な薬品等の諸費用や動力費（電気代）の物価水準が高騰したり、更新工事等の設備投資額が増大したりすると、当初の見通しよりも損益が悪化する懸念が生じるため、適切な範囲で物価変動を反映しておく必要がある。</p>	<p>今後の長期収支見通しのシミュレーションにおいて、修繕費や委託料等の項目ごとに、信頼性及び関連性が高い指標（「国内企業物価指数（日本銀行）」、「生産動態統計（経済産業省）」、「建設工事デフレーター（国土交通省）」など）から推計した物価変動を反映することとした。</p> <p>なお、物価変動を精緻に長期予測することは極めて困難であることから、実態を踏まえ適宜見直しを行い、実態に即したシミュレーションを行っていくこととした。</p>

【様式2】

令和4年度包括外部監査結果報告（意見）への対応

		監査のテーマ	担当部・課
		水道事業における財産の維持管理等に関する財務事務の執行及び経営管理について	企業局 業務課
1 意見の概要 〔外部監査人作成の監査結果 報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 意見についての整理検討内容 〔○意見に係る事実関係等 ○問題点の整理等〕	4 意見への対応
<p>(2) 長期収支見通しの検討</p> <p>(iii) 県中央広域水道用水供給事業 長期収支見通しを踏まえた経営 の改善について</p> <p>霞ヶ浦導水事業が完成する予定である令和12年度以降においては、同事業に係る減価償却費や水源管理負担金が発生することにより、さらに厳しい経営状況となることが見込まれる。長期収支見通しにより、将来の計画期間において、継続的な赤字が見込まれるような場合には、料金改定を含めた抜本的な経営改善が必要であると考えます。</p>	短期	<p>○意見に係る事実関係 県中央広域水道用水供給事業については、利益の額が年々減少しており、霞ヶ浦導水事業が完成する予定である令和12年度以降においては、霞ヶ浦導水事業に係る減価償却費や水源管理負担金が発生することにより、さらに厳しい経営状況となることが見込まれる。</p> <p>○問題点の整理 企業局では、今後の厳しい経営環境を見越し、県水転換の働きかけなどの経営努力を行っているが、現状では抜本的に経営改善が図られるような成果が得られていない。</p>	3年ごとに実施している料金見直しにおいて、収益の確保やコスト縮減等の経営努力をもってしても収支の均衡が図れない場合においては、料金改定を含めた抜本的な経営改善について検討することとした。

【様式2】

令和4年度包括外部監査結果報告（意見）への対応

		監査のテーマ	担当部・課
		水道事業における財産の維持管理等に関する財務事務の執行及び経営管理について	企業局 施設課
1 意見の概要 〔外部監査人作成の監査結果 報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 意見についての整理検討内容 〔○意見に係る事実関係等 ○問題点の整理等〕	4 意見への対応
<p>(3) その他の経営管理について (v) 管路情報システムの利活用について</p> <p>管路情報システムは水道管情報の一元的管理に資するシステムであるところ、工事費、老朽度評価等の情報が未入力であり、布設年度が未入力の資産もあった。より一層の利活用を図るためには、工事費や老朽度評価など、重要性の高い項目は整備していく必要があると考えられる。</p>	短期	<p>○意見に係る事実関係等 管路情報システムは、送水管路等の布設状況を視覚的に把握できるものであり、管種、口径、布設年度等の基本情報が入力されている。 しかし、将来的な利活用、機能拡張のために留意した「工事費」、「老朽度評価」等の一部パラメーターについては現時点で未入力となっている。</p> <p>○問題点の整理等 効果的、効率的な管理に有効な情報については、入力が必要である。</p>	<p>管路情報システムのより一層の利活用を図るため、令和5年度に策定する次期企業局DX推進計画に「管路情報システムの利活用」を位置付けることとした。 その上で、令和5年度中に同システムが備えるべき仕様を決定し、改善につなげることとした。</p>

令和4年度包括外部監査結果報告への対応【総括】

テーマ：水道事業における財産の維持管理等に関する財務事務の執行及び経営管理について

令和5年6月16日
企 業 局

令和4年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		3	17	20	0			
第6章 監査の結果								
第2 経営管理について								
1 企業局								
(1) 投資計画について								
(i) 全般的事項								
(ア) 投資コストの上振れリスクについて								
1	<p>【指 摘】 工事費の中で労務費や材料費の高騰などにより、投資コストの上振れリスクがある。長期収支見直しにおける財源試算において許容できる範囲で投資コストを増額することの可否を検討する必要がある。 将来の投資コスト精緻化のため、各水道管のルートごとの工法を特定することや不断水工事の必要なエリアを特定することなど投資計画に反映させる必要がある。</p>	○		○		今後の投資計画の作成にあたっては、国が示す費用関数（厚生労働省「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き」（以下「手引き」という。））を基本としながら、信頼できる指標（国土交通省「建設工事費デフレーター」（以下「デフレーター」という。））に基づく物価上昇の補正を反映することで、投資額の精度を向上することとした。	企業局	50
(ii) 施設更新計画について								
(ア) 計画に対する実績管理（施設関係）について								
2	<p>【意 見】 計画に対する進捗管理がしやすいよう資料内容を見直し、計画の進捗に問題がないかを点検しやすいように工夫すべきである。 また、差異が発生した場合に原因分析を徹底し、見直しにつなげ、次回計画立案に活かすことを徹底すべきである。 計画の前提と異なる事項が判明した場合には、計画見直しに速やかに反映すべきであり、また、それを可能とする反映プロセスを確立しておくべきと考える。</p>		○	○		進捗状況の管理フォーマットを作成のうえ、毎年度当初及び中間の2回の水道事務所へのヒアリングを実施することとし、本局と水道事務所にて情報共有する体制を確立した。 また、3年から5年に一度、計画見直し（ローリング）を行うプロセスを決定した。	企業局	52
(iii) 管路更新事業化計画について								
① 県南水道事務所								
計画に対する実績管理（管路関係）について								
3	<p>【意 見】 難易度の高い工事が必要となった場合、関係各所への調整も必要となるなど、水道事務所では対処できない可能性がある。 対処のプロセスを確立し、全体で課題解決に向き合い、進捗させる体制の確立が必要である。 前提と異なる工法を採用せざるを得ないことが判明した場合には、計画見直しに速やかに反映すべきであり、また、それを可能とする反映プロセスを確立しておくべきと考える。 本件は、通常の工法と異なり、関係者への事前調整作業も必要となることが予想される。水道事務所での対応に終始するのではなく、本局や関係する部署とも調整を円滑に図ることが必要である。</p>		○	○		前提と異なる工法（本件ではシールド工法）への変更を、投資計画に反映することとした。 さらに、進捗状況の管理フォーマットを作成のうえ、毎年度当初及び中間の2回の水道事務所へのヒアリングを実施することとし、本局と水道事務所にて情報共有する体制を確立した。 また、3年から5年に一度、計画見直し（ローリング）を行うプロセスを決定した。	企業局	53

令和4年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		3	17	20	0			
②鹿行水道事務所								
不断水工事等単価に影響を及ぼす工事について								
4	【意見】 不断水工事の発生を予測することの実務的困難性を踏まえつつ、管路の耐震化を進めて10年以上が経過しているため、当該実績データを用いるなど、合理的な金額を算出し、計画に反映する必要がある。	○	○	○	○	個別計画策定にあたっては、概算事業費の精度向上を図るため、国が示す費用関数（手引き）を基本としながら、信頼できる指標（デフレーター）に基づく物価上昇の補正を反映することとした。	企業局	54
③県中央水道事務所								
管路耐震化工事計画における対象箇所選定について								
5	【意見】 未更新の耐震化リスクが高い路線については、次期計画見直し時に検討される予定であるとし、計画期間内で具体的な検討・対応を取っていない。更新できない一定の理由があるとは言え、リスクが高い路線が放置されている状態が10年続いており、対応を次期計画に委ねるとした方針は適切ではないと考える。 耐震化リスクが高く更新優先度が上位に関わらず、直ちに施工できない理由がある路線については着手可能となった時点で速やかに更新を行えるよう計画を見直すべきである。	○	○	○	○	やむを得ない支障要因により着手できなかった耐震化リスクが高い路線については、支障要因の解決に継続的に取り組むとともに、解決後は最優先で取り組む方針を周知徹底した。 また、直ちに施工できなかった路線の一部については、現計画期間内に着手することとした。	企業局	55
(2) 長期収支見通しの検討								
(i) 各エリア（広域）の共通事項								
①長期収支見通し上の水道料金収入について								
6	【指摘】 将来の給水人口減少の予測が長期収支見通しに反映されていない。長期収支見通しの精緻化、合理性の向上のため、将来の給水人口減少の予測を長期収支見通しに反映させる必要がある。	○		○		今後の長期収支見通しの作成にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等の人口予測に基づいて、市町村別に有収水量を積算のうえ、給水収益等を試算し、長期収支見通しの精緻化や合理性の向上を図ることとした。	企業局	57
②物価変動の影響について								
7	【指摘】 長期収支見通しにおける費用及び設備投資において物価変動を見込んでいない。 長期収支見通しの精緻化、合理性の向上のためには物価変動の影響を反映させる必要がある。	○		○		今後の長期収支見通しのシミュレーションにおいて、修繕費や委託料等の項目ごとに、信頼性及び関連性が高い指標（日本銀行「国内企業物価指数」）、「生産動態統計（経済産業省）」、「デフレーター」などから推計した物価変動を反映することとした。なお、物価変動を精緻に長期予測することは極めて困難であることから、実態を踏まえ適宜見直しを行い、実態に即したシミュレーションを行っていくこととした。	企業局	58
③修繕費について								
8	【意見】 一般的には、施設や設備の老朽化が進むにつれ修繕費が増加する傾向がある。例えば、施設や設備の老朽化を示す指標との相関関係を調査するなど、合理的な仮定の有無を検討し、見積方法を改善することが望ましい。	○		○		物価上昇により修繕費が上昇傾向であることから、国が示す信頼できる指標（デフレーター）に基づく補正を行い、修繕費を見積もることとした。	企業局	59

令和4年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		3	17	20	0			
	④耐用年数について							
9	<p>【意見】 機能的陳腐化が起りやすい資産や経年劣化が早い資産などについては、過去の一定期間の実績に基づき、実態的な更新周期に近づけられるよう更新周期を見直すべきである。また、資産の分類も更新の実態が反映しやすいようより細かく分類するべきである。</p>		○	○		<p>施設更新計画の精度向上のため、令和5年度中に、資産分類の細分化について検証を行うこととした。 検証にあたっては、検討会を局内に設置し、今までの事業実績や他事業体の現状等を参考としながら進めることとした。</p>	企業局	60
	⑤検討過程の経緯等、作成プロセスの明確化について							
10	<p>【意見】 定期的な人事異動により担当者が変わること、長期収支見通しを踏まえた対応の一貫性が保てなくなることは避けなければならない。 収支均衡の検討が適切に行われていることを示すために、以下のポイントを明瞭に残すよう手続を確立すべきである。 ○「投資試算」と「財源試算」の均衡を図るための作業プロセス ○「投資試算」と「財源試算」に収支ギャップが生じた場合に、収支ギャップを解消するために検討した内容と結果 ○料金改定を検討する場合には、その前に最大限の投資額合理化を検討したことに関する経緯と結果 ○関係者の意見交換が適切になされたことの記録</p>		○	○		<p>今後の長期収支見通しの作成にあたっては、収支ギャップの有無の確認作業や、収支均衡を図るための作業プロセス、検討結果等の記録方法等についてマニュアル化し、長期収支見通しの作成作業の一貫性を保持することとした。</p>	企業局	61
	⑥長期収支見通しと基礎情報の関連性の明確化について							
11	<p>【意見】 基礎資料と長期収支見通しの整合性を確認しやすいよう、作成プロセスを確立すべきである。 また、人事異動により知見の蓄積が途切れる懸念がある。長期的な視点に立った経営を実現するため、長期収支見通しを作成し活用しようとしても、配置された人材に知見が蓄積できなければ、活用には至らないと考える。 技術的な知見（投資試算）と、財源手当て（財源試算）の双方の見渡しができる人材の確保、育成に努め、定期的な見直しを実現し、長期収支見通しの活用レベルを向上することが望ましい。</p>		○	○		<p>今後の長期収支見通しの作成にあたっては、基礎資料の作成方法や収支見通しとの整合性の確認方法をマニュアル化することにより、作成プロセスを確立することとした。</p>	企業局	63
	⑦料金算定の見える化について							
12	<p>【意見】 経営戦略の策定に関するQ&Aで紹介されている「原価計算表」を参考に、料金設定の根拠を明らかにし、受水団体や住民、議会への丁寧な情報提供により、理解に資するよう水道料金の料金単価算定に関する「原価計算表」等の資料の作成をすることが望ましい。</p>		○	○		<p>3年ごとに実施している料金見直しにおいて、「原価計算表」等の資料を作成し、受水団体等へ説明を行うこととした。</p>	企業局	66

令和4年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		3	17	20	0			
	(ii) 県南西広域水道用水供給事業							
	霞ヶ浦導水事業の影響について							
13	【意見】 県南西広域水道用水供給事業の先行分として霞ヶ浦導水事業に参画し、毎年負担金を支出している以上、同事業完成後においては県南西広域水道用水供給事業の償却資産となるものであることから、現在検討中の具体的な利活用方策がまとまった際には長期収支見通しに反映させるべきである。		○	○		今後の市町村等との広域化の検討、調整を踏まえ、現在検討中の具体的な利活用方策がまとまった際に、所要の減価償却費等を反映した長期収支見通しを作成することとした。	企業局	68
	(iii) 県中央広域水道用水供給事業							
	長期収支見通しを踏まえた経営の改善について							
14	【意見】 霞ヶ浦導水事業が完成する予定である令和12年度以降においては、同事業に係る減価償却費や水源管理負担金が発生することにより、さらに厳しい経営状況となることが見込まれる。長期収支見通しにより、将来の計画期間において、継続的な赤字が見込まれるような場合には、料金改定を含めた抜本的な経営改善が必要であると考えます。		○	○		3年ごとに実施している料金見直しにおいて、収益の確保やコスト削減等の経営努力をもってしても収支の均衡が図れない場合においては、料金改定を含めた抜本的な経営改善について検討することとした。	企業局	69
	(3) その他の経営管理について							
	(i) 経営戦略のPDCAについて							
15	【意見】 企業局経営戦略の進捗状況の開示に併せて、人材の確保・育成やコストダウンの取組等の諸課題の解決状況、取組状況の結果も記載すべきである。そこで、諸課題の解決が進んでいない点があれば別の取組を検討する、現状の取組を強化する等の進捗管理が、正にPDCAを行うことになり、そのような振り返りの結果を開示することが責任意識の高揚の観点から事業経営上有用であり、議会や利用者である受水団体・地域住民への適切な情報提供の一環になるものと考えます。		○	○		企業局経営戦略の進捗状況（令和3年度決算確定値）を公表する資料に、投資・財政計画の実績評価等と併せて人材の確保・育成やコストダウンの取組等の諸課題の取組状況を記載し、令和5年5月に企業局ホームページで公表することとした。 また、令和4年度以降の進捗状況の公表資料においても同様に進めることとした。	企業局	69
	(ii) 浄水場の管理運営体制について							
16	【意見】 技術系職員の十分な確保、水道事業に関する知識や技術の継承による運営体制の確保は、ライフラインである水道事業の根幹をなす重要な経営上の要素の一つである。技術系職員の不足が解消されていないとすれば、引き続き改善の努力を継続するべきであると考えます。		○	○		技術系職員については、中央監視装置の遠隔確認などデジタル技術の活用により運転管理の省力化等を図りながら、引き続き必要な人員を確保していくこととした。また、若年職員への研修会の実施などにより、引き続き知識や技術の継承を図ることとした。	企業局	70
	(iii) 開発公社の人員体制について							
17	【意見】 例えば、職員の年齢構成の偏りを解消することも重要な経営管理の方策の一環であり、継続的に年齢構成のアンバランス解消のため、経営状況や将来の水道事業の広域化等に伴う施設再編等も踏まえながら計画的に新規採用を行い、採用した職員への技術承継を行っていくことなど、課題解消に取り組むべきであると考えます。		○	○		(公財) 茨城県開発公社の水道部門の人員については、水道事業の広域化に伴う施設の運営見通しを踏まえ、デジタル技術の活用により運転管理の省力化等を図り、また、計画的に新規採用、中途採用を行うことにより職員の年齢構成の偏りを解消し、技術の継承を図ることとした。	企業局	71

令和4年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		3	17	20	0			
	(iv)コストダウンの取組について							
18	<p>【意見】</p> <p>県では、道路整備事業、下水道事業や河川整備事業など、他のインフラ事業も行っている。他部署でコストダウンの成果があった工事時期の平準化の取組について、組織横断的に情報が共有され、施策を共有できれば、経営の効率性に資することになる。</p> <p>利用者の水道料金の過度な負担を避けるためにも、今後もコストダウンへの継続的な取組が望まれる。</p>		○	○		令和5年度発注工事においては、工事時期の平準化の促進のため、前年度から積算に取り組み、発注の前倒しを行った。 また、企業局の平準化率の目標値を「0.80」（全国統一指標・関東ブロック独自指標の目標値と同値）に設定し、本局と水道事務所で情報共有を図った。	企業局	72
	(v)管路情報システムの利活用について							
19	<p>【意見】</p> <p>管路情報システムは水道管情報の一元的管理に資するシステムであるところ、工事費、老朽度評価等の情報が未入力であり、布設年度が未入力の資産もあった。より一層の利活用を図るためには、工事費や老朽度評価など、重要性の高い項目は整備していく必要があると考えられる。</p>		○	○		管路情報システムのより一層の利活用を図るため、令和5年度に策定する次期企業局DX推進計画に「管路情報システムの利活用」を位置付けることとした。 その上で、令和5年度中に同システムが備えるべき仕様を決定し、改善につなげることとした。	企業局	73
	(vi)茨城県公共施設等総合管理計画での開示内容について							
20	<p>【意見】</p> <p>利用者及び地域住民への説明のため適切な情報を開示する観点からは、管路更新事業化計画だけではなく、浄水場等の更新に関する施設更新計画も記載することが望ましい。</p>		○	○		茨城県公共施設等総合管理計画を所管する管財課と協議し、次回改定の機会に施設更新計画を追記することとした。	企業局	74

令和5年第2回定例会 土木企業立地推進委員会資料

改革工程表

○会	計	
・	水道事業会計	2
・	工業用水道事業会計	3
・	地域振興事業会計	4

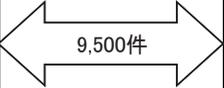
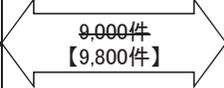
令和5年6月16日

企業局

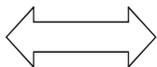
改革工程表2 (年度別計画)

会計名:水道事業

所管部局・課名:企業局業務課

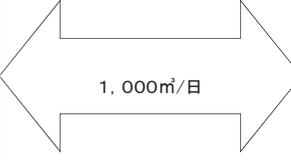
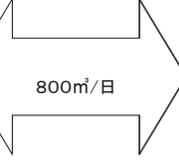
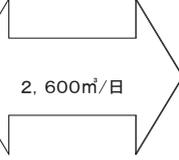
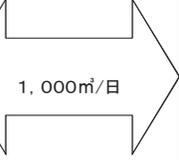
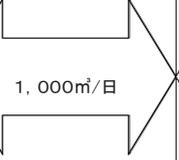
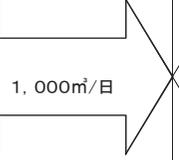
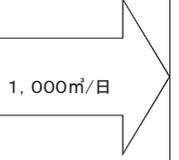
取り組むべき項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 累積欠損金の早期解消 ○県南西広域水道(旧県西広域水道) ○県中央広域水道	※平成19年度に累積欠損金の解消 ※平成22年度に累積欠損金の解消						
2 個別事業の経営改善 ○県南西広域水道(旧県西広域水道) ・水資源機構割賦負担金の繰上償還 ○県中央広域水道 ・企業債繰上償還	※繰上償還 4,149百万円実施 (平成19～29年度) [利息軽減額 858百万円] ※繰上償還 11,325百万円実 (平成18～25年度) [利息軽減額 3,327百万円]						
3 水道加入促進事業による水道普及率の向上 ○新規加入件数	 5,400件 [5,383件] ※平成22年度から実施 35,859件 (平成22～28年度)	 6,000件 [8,986件]	 9,500件 [8,460件]	 9,500件 [8,681件]	 9,000件 [9,217件]	 9,000件 [9,773件]	 9,000件 [9,800件]

※注



改革期間及び推進事項を表示

[]は目標達成状況を表示

取り組むべき項目	～平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 個別事業の累積欠損金の早期解消 ・県南西工水(旧県南工水)の累積欠損金	※ 平成20年度に累積欠損金解消						
2 県南西工水の経営改善 ・水資源機構割賦負担金の繰上償還	※ 繰上償還 5,955百万円実施 (平成18年度～20年度、28年度) 【利息軽減額1,368百万円】						
・企業債繰上償還(旧県南工水)	※ 繰上償還 2,738百万円実施 (平成18年度) 【利息軽減額371百万円】						
・補償金免除繰上償還	※ 繰上償還 3,849百万円実施 (平成19年度～平成25年度) 【利息軽減額712百万円】						
・契約水量の増	 1,000m ³ /日 [880m ³ /日] 2,363m ³ /日 (平成27～28年度)	 800m ³ /日 [850m ³ /日]	 2,600m ³ /日 [2,730m ³ /日]	 1,000m ³ /日 [1,065m ³ /日]	 1,000m ³ /日 [0m ³ /日]	 1,000m ³ /日 [300m ³ /日] ※現在も給水相談を継続中の 事業あり。	 1,000m ³ /日

※注  は改革期間及び推進事項を表示 []は目標達成状況を表示

取り組みべき項目	平成21年度～平成26年度	平成27年度～令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～令和15年度
1 企業誘致の推進 ・江戸崎工業団地の未造成地の造成・分譲に取り組む。 ①阿見東部土地造成事業（阿見東部工業団地） ・平成29年度までに全区画において企業立地済み（分譲13社：42.5ha、リース5社：4.8ha） ②稲敷土地造成事業（江戸崎工業団地） ・平成29年度までに造成した画地については分譲済み（分譲7社：21.8ha） ・未造成の第5区画（7.6ha）について、令和3年度に分譲し、令和5年度までに造成・引渡しを行う。	企業訪問、ダイレクトメールの実施、広告等によるPR、工業団地説明会等への参加、PR動画の配信等 分譲：29.6ha 【実績】 【分譲：18.1ha、リース：0ha、計：18.1ha】	【実績】 【分譲：11.5ha、リース：0ha、計：11.5ha】	分譲：7.6ha 【実績】 【分譲：7.6ha】	造成・引渡し				
2 新たな工業団地の造成・分譲 ・立地推進部と連携し、新たな工業団地の造成・分譲に取り組む。 ①つくばみらい福岡地区土地造成事業（圏央道インターパークつくばみらい） ・令和5年度までに造成工事の完了を目指す。 ・令和5年度までに分譲完了を目指す。（分譲予定面積：約60ha） ②坂東山地区土地造成事業（フロンティアパーク坂東） ・令和7年度までに造成工事の完了を目指す。 ・令和10年度までに分譲完了を目指す。（分譲予定面積：約59ha） ③ひたちなか地区土地造成事業 ・令和7年度までに造成工事の完了を目指す。 ・令和7年度までに分譲完了を目指す。（分譲予定面積：約22ha）			用地取得・設計・造成 分譲（約60ha）	負担金（地区外インフラ等、鉄塔移設）支払い（約19.6億円） 【実績】 【分譲：38.4ha】	用地取得・設計・造成 分譲（約59ha） 【実績】 【分譲：】	測量調査・用地取得・設計・造成 分譲（約22ha） 【実績】 【分譲：】		
3 財政の健全化 （企業債の償還額）	6,897百万円 【実績】 【H21：1,289百万円】 【H22：1,456百万円】 【H23：910百万円】 【H24：795百万円】 【H25：1,237百万円】 【H26：1,210百万円】	5,345百万円 【実績】 【H27：279百万円】 【H28：4,015百万円】 【H29：1,051百万円】 【H30：0百万円】 【R1：0百万円】 【R2：0百万円】			企業債の計画的な償還 40,158百万円 【実績】 【R5：百万円】 【R6：百万円】 【R7：百万円】 【R8：百万円】 【R9：百万円】 【R10：百万円】 【R11：百万円】	【R12：百万円】		

※注 ←→ は改革期間及び推進事項を表示 [] は目標達成状況を表示

令和5年第2回定例会

土木企業立地推進委員会資料

1. 固定資産除却漏れの状況とその対応について … 2
2. 浄水場見学受入れ等の再開と今後の水道の
広報活動について … 3
3. 工業用水道損失補償金請求訴訟に係る判決
について … 4

令和5年6月16日
企業局

項 目	固定資産除却漏れの状況とその対応について			
1 除却漏れの状況				
<p>令和4年度に実施した固定資産の実地調査等において、県西水道事務所で15件の固定資産の除却手続き漏れが判明し、令和5年第1回定例会でその状況について報告した。</p> <p>なお、各水道事務所等の固定資産を再確認した結果、新たな除却漏れ資産は無かった。</p> <p><除却漏れ資産の内容></p>				
箇 所	会 計	件数	簿 価	内 容
県西水道事務所	水道事業	7	6,686千円	石下配水場機械設備、薬品注入設備 ほか5件
	工業用水道事業	8	3,005千円	電気・機械設備、電気計装設備 ほか6件
	合 計	15	9,691千円	
2 除却漏れに対する対応				
<p>令和4年度決算整理で、除却漏れとなった固定資産の除却に伴う会計処理を行ったことから、令和5年度決算特別委員会において報告する。</p> <p><除却処理の内容></p>				
会 計	件数	特別利益 (過年度損益修正益)	特別損失 (過年度損益修正損)	
水道事業	7	2,993千円	6,686千円	
工業用水道事業	8	496千円	3,005千円	
合 計	15	3,489千円	9,691千円	
3 再発防止への対応				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 除却手続きの確認や施設の更新等に伴う除却資産の情報を共有するため、固定資産の除却手続事務処理フローや除却対象資産管理表を活用し、職員相互のチェック体制の強化を図っている。 ○ 固定資産の実地調査や内部の会計事務検査により、適切な指導を継続して行っていくとともに、水道事務所担当者に対する資産管理事務の研修会を実施することで知識の習得と意識の向上を図るなど、引き続き、保有資産の適正な管理に取り組んでいく。 				

項 目

浄水場見学受入れ等の再開と今後の水道の広報活動について

1. 浄水場見学受入れ等の再開

- コロナ禍にあっても県民のライフラインである水道水を安定供給し続けるには、浄水場内での感染症流行を防ぐ必要があったことから、企業局では、令和2（2020）年2月7日から浄水場見学受入れを停止。
- 今般、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが、2類相当から5類に移行されたことに伴い、小学校等からの浄水場見学の受入れ等を再開。

【今年度再開する広報活動】

(1) 浄水場の見学

- ・ 見学受入れ再開日 令和5（2023）年5月8日（月）
- ・ 見学可能な浄水場 水道用水供給事業を行う全10浄水場
- ・ 予約・実施状況 107件5,605人（うち113人はリモート見学） ※5/31現在

(2) 親子水道教室

- ・ 開催日 令和5（2023）年7月30日（日）
- ・ 場 所 県中央水道事務所（那珂市）
- ・ 募集人数 30組60名

【参考】コロナ禍での広報活動

- 新型コロナウイルスの感染状況に応じて、出前教室や地域のイベントへの出展等を行うとともに、新たに次のような取組を実施。
- (1) 企業局ホームページ上における浄水場バーチャル見学コンテンツや学習資料の掲載
- (2) 浄水場のリモート見学
- (3) 企業局ペットボトル水のリニューアル「365日の水」（「モンドセレクション2022」金賞受賞や「いばらきデザインセレクション2022」選定を活かしたPR）



左：
企業局ホームページ
浄水場バーチャル見学
中央：
いばらきデザインフェア
への出展

2. 今後の広報活動 【企業局水道キャラクター「いばかっぱ」のさらなる活用】

(1) 背景

- ・ 平成22(2010)年度からパンフレットに掲載してきたオリジナルキャラクター。
- ・ 平成30(2018)年度からは、正式な企業局の水道キャラクターとして採用。
- ・ これまで、パンフレット、ホームページ、ペットボトル水等に掲載。



(2) 目的

- ① 将来の水道事業の継続に向けた子どもへの教育的啓発活動
次世代を担う子どもたちが、水道に対する認識や理解を深め、関心を継続させることが不可欠であることから、キャラクターの親しみやすさを小学生向けの啓発活動に活用。
- ② 今後の水道広域化に向けた機運醸成や連携強化の取組への活用
キャラクターが持っている、事業のイメージを端的に伝える力や、親近感を持たせコミュニケーションを円滑にする力といった潜在能力を、広域化に向けた機運醸成にも活用。

(3) 今後の展開

- ・ 啓発グッズの作成・配布（浄水場見学や親子水道教室の参加者等）
- ・ 小学生を対象とした作品募集 ・ SNSを通じたPR など

項 目	工業用水道損失補償金請求訴訟に係る判決について																		
<p>1 概要</p> <p>鹿島第3期工業用水道事業で未収となっている工業用水道損失補償金及び延滞金の支払いを求めた訴訟について、本県の訴えどおり支払いを命じる内容の判決が言い渡され、当該判決が確定した。</p> <p>※工業用水道損失補償金</p> <p>工業用水道需給契約書において、受水企業は企業局との需給契約水量を保証するものとしており、企業局が需給契約水量を供給できる場合であって、受水企業が当該水量を受水できなかったときは、受水企業は引き受けることのできなかった水量の料金相当額を企業局に支払わなければならない。</p> <p>2 訴えの内容</p> <p>(1) 訴訟の相手方 (被告)</p> <p>住所：東京都千代田区神田須田町一丁目18番 法人名：株式会社日本プレミアム</p> <p>(2) 請求額：4,446,950円 + 2021.1.30以降の延滞金</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">未収となっている損失補償金</td> <td style="padding: 0 10px;">3,211,150円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">確定延滞金 (2021.1.29時点)</td> <td style="padding: 0 10px;">1,235,800円</td> </tr> </table> <p>3 判決の内容</p> <p>被告は原告に対し、工業用水道損失補償金3,211,150円及び2021.1.29までの確定延滞金1,235,800円、2021.1.30以降の延滞金 (年利8.75%) を支払う。</p> <p>(参考) 経緯</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">2017.10～</td> <td>損失補償金の発生 (2017上半期～2018上半期分計 8,011,150円)</td> </tr> <tr> <td>2018.10～2020.2</td> <td>分納により収納済 (収納金額計4,800,000円)</td> </tr> <tr> <td>2020.3～</td> <td>損失補償金の未納発生</td> </tr> <tr> <td>2020.5～2021.1</td> <td>相手方に対し電話や文書等により督促</td> </tr> <tr> <td>2021.8.17</td> <td>水戸地方裁判所へ提訴</td> </tr> <tr> <td>2021.10.8</td> <td>第3回定例会 (常任委員会) で提訴提起の報告</td> </tr> <tr> <td>2023.3.15</td> <td>判決言い渡し (被告側から一定期間控訴がないため、判決確定)</td> </tr> </table>	未収となっている損失補償金	3,211,150円	確定延滞金 (2021.1.29時点)	1,235,800円	2017.10～	損失補償金の発生 (2017上半期～2018上半期分計 8,011,150円)	2018.10～2020.2	分納により収納済 (収納金額計4,800,000円)	2020.3～	損失補償金の未納発生	2020.5～2021.1	相手方に対し電話や文書等により督促	2021.8.17	水戸地方裁判所へ提訴	2021.10.8	第3回定例会 (常任委員会) で提訴提起の報告	2023.3.15	判決言い渡し (被告側から一定期間控訴がないため、判決確定)	
未収となっている損失補償金	3,211,150円																		
確定延滞金 (2021.1.29時点)	1,235,800円																		
2017.10～	損失補償金の発生 (2017上半期～2018上半期分計 8,011,150円)																		
2018.10～2020.2	分納により収納済 (収納金額計4,800,000円)																		
2020.3～	損失補償金の未納発生																		
2020.5～2021.1	相手方に対し電話や文書等により督促																		
2021.8.17	水戸地方裁判所へ提訴																		
2021.10.8	第3回定例会 (常任委員会) で提訴提起の報告																		
2023.3.15	判決言い渡し (被告側から一定期間控訴がないため、判決確定)																		